



## ふれあい収集のご案内



### 介護や障がい等でごみ出しが困難な方へ

日常生活によって発生する家庭ごみを自ら集積所へ持ち出すことが困難な世帯を対象にご自宅まで家庭ごみの収集に行くサービスです。ごみが出てない等の場合には、お声掛けして安否確認を行います。

#### ●対象世帯

次の㊦、㊧のいずれにも該当する世帯

- ㊦ 自らごみをごみ集積所へ持ち出すことができず、親族や近隣者の協力を得ることが困難な者のみで構成される世帯
- ㊧ 次の要件に該当する方のみで構成される世帯
  - ① 要介護認定を受けている方
  - ② 身体障がい者手帳の交付を受けている者のうち、下欄に該当する方

障がい部位	障がい等級
視覚障がい	1, 2
上肢障がい	1, 2
下肢障がい	1, 2
体幹障がい	1, 2
上肢機能障がい	1, 2
移動機能障がい	1, 2

※ ㊦、㊧に該当する方が必ず対象となるものではありません。利用適否については個別審査となります。）

※ 既に介護サービス等でごみ出しサービスを利用している方は、申請内容を確認の上、利用適否を判断します。

#### ●ごみの収集について

- ① ごみ収集回数は週1回です。月曜日から金曜日の間に収集します。収集日の朝8時30分までに出していただきます。
- ② 収集するごみは次のとおりです。一括して収集します。
  - ・可燃ごみ
  - ・不燃ごみ
  - ・リサイクル資源（ビン・カン・ペットボトル・プラスチック・段ボール等）
  - ・有害ごみ

※粗大ごみにつきましては、対象外となります。

- ③ 収集する場所は、原則として利用者宅の玄関先や門扉先とし、申請した方と話し合っただけ決めた場所になります。収集日の朝8時30分までに出していただきます。

## ●お申込み等

### ①申請

申請書は、環境課に提出いただきます（様式は市HP、環境課、福祉政策課、障がい者福祉課、長寿はつらつ課、介護保険課窓口を設置します。）。

担当ケアマネジャー等からの申請書提出を原則としますが、御本人や御親族からの申請も受け付けます。

### ②認定

申請書提出後に関係各課にて認定状況等について確認いたします。また、市職員が申請者宅に訪問し、現況調査を行います。現況調査時には、ケアマネジャー等の同行をお願いいたします。現況調査後に環境課から申請者へ利用決定通知書を送付します。そのため、利用開始は申請時から3週間程度を見込んでいます。

## ●申請（申込み）から収集開始まで

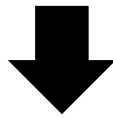
### ①申請書の提出

申請書に必要事項をご記入の上、環境課の窓口へ提出ください。



### ②申請内容の審査

市職員とケアマネジャーが、申請者の御自宅を訪問し、申請内容や現況（ごみ出しできない状況）、収集日、ごみを出す場所についてお話を伺います。



### ③ふれあい収集の利用決定と収集開始

審査後に、利用の適否について決定し、収集開始日、収集曜日を通知し、ふれあい収集を開始します（利用が認められなかった場合もその旨を通知します。）。

## ●今後のスケジュール

令和5年4月～ 試験地区（東北・東・北野・新座・大和田・中野）の申請受付を開始し、申請受付後に収集開始します。

令和5年6月～ 試験地区（道場・片山・野寺・本多・栗原・石神・堀ノ内・新堀・西堀・菅沢・あたご地区）を拡大して申請受付を開始いたします。

令和5年8月～ 試験対象地区を市内全域に拡大  
収集開始時期につきましては、申請者数や地区に応じて決定いたします。